

「こころの健康アドバイザー事業」実施要項

1 趣旨

子どもたちの現代的な健康課題に適切に対応するために、熊本県教育委員会や地域の関係機関と連携し、学校の要請により専門医等による相談活動を行う。

2 主催

公益財団法人熊本県学校保健会
熊本県教育委員会

3 組織体制

- (1) 県内を13ブロック（熊本西・熊本中央・熊本東・宇城・玉名・鹿本・菊池・阿蘇・上益城・八代・芦北・球磨・天草）に分け、各ブロックに精神科医、小児科（産婦人科）医、臨床心理技術者（臨床心理士）、精神保健福祉士、保健師（以下「専門スタッフ」という。）を配置する。
- (2) 専門スタッフの配置については、メンタルヘルス対策委員会及び熊本県医師会、熊本県臨床心理士会、熊本県精神保健福祉士協会と連携する。
- (3) 本事業を円滑に実施するため、各ブロックに事務局校を置く。事務局校の構成人員は、原則として校長、小学校・中学校・高等学校（または特別支援学校）養護教諭各1人（以下「事務局校スタッフ」という。）とする。
- (4) 専門スタッフ及び事務局校スタッフで「こころの健康アドバイザーチーム」（以下「チーム」という。）を編成する。
- (5) 各チームの事務局は、当該チームの校長の勤務する学校に置く。
- (6) チームのメンバーとなる養護教諭1人は、原則として事務局の養護教諭を充て、他の事務局校養護教諭は事務局養護教諭と異なる校種の養護教諭を充てる。

4 事業内容

- (1) 各学校からの児童生徒の心の健康問題に関する相談に対し、関係ブロックの専門スタッフが助言を行う。
- (2) 各ブロックの専門スタッフと学校関係者による事例検討会を年2回程度開催し、事例を通して学校における対応について研修を行うとともに、学校からの相談に対し助言を行う。

5 事業運営

- (1) 事務局校は、ブロック内の学校等の要請による専門スタッフ派遣及び事例検討会等について調整を行う。
- (2) 事務局校は、ブロック内の学校からの要請による相談及び事例検討会における相談事例を取りまとめ、定められた期限までに県学校保健会に報告する。
- (3) 緊急対応（産婦人科医相談も含む）が必要な場合は、直接、県学校保健会に連絡する。
- (4) 本事業は、相談内容に応じた助言は行うが、治療等を行わない。
- (5) 児童生徒や保護者が相談を希望する場合は、専門スタッフの了解のもとに、原則として当該校養護教諭等が同席する。
- (6) 専門スタッフが、単独で助言することが困難であると判断した場合は、チーム内で

対応を協議する。

(7) チームに欠員が生じたときは、ブロックの事務局校を通じ、熊本県学校保健会に連絡し、後任者を選任する。

6 経費

専門スタッフの派遣及び事例検討会に係る経費は、熊本県学校保健会が予算の範囲内で支出する。

7 実施期間

年度単位とする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は県学校保健会が定める。

この要項は、平成24年4月1日から適用する。